

意見・情報受付期間について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第4条及び第37条に基づき、行政機関等及び地方公共団体等が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針として「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号。以下「本ガイドライン」という。)」が定められているところです。

今般、「サイバーセキュリティ戦略」が平成27年9月4日に閣議決定されたこと等を踏まえ、本ガイドラインの(別添)特定個人情報に関する安全管理措置(行政機関等・地方公共団体等編)の一部を改正するものです。

行政機関等・地方公共団体等においては、番号法が平成27年10月5日に施行され、同日からマイナンバーを保有することとなることから、本ガイドラインを同日までに改正する必要があります。

このため、今般の意見・情報受付期間については、平成27年9月21日(月)までの14日間で実施することとしたものです。